

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第47号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条健康福祉部健康福祉総務課第30号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条街づくり計画部街づくり総務課第1号中「（渋谷土地区画整理事務所に係る庶務を除く。）」を削り、同課第2号中「（渋谷土地区画整理事務所に係る予算執行を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。